

「福岡市介護に関する入門的研修等事業業務委託」公募要項

福岡市介護に関する入門的研修等事業業務委託について、受託業者の選定を公募型提案競技方式で実施しますので公示します。

令和8年2月26日

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課

1 事業の名称

福岡市介護に関する入門的研修等事業業務委託

2 目的

介護人材のすそ野の拡大に向け、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、また介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援型訪問サービスを提供する人材(生活支援型訪問介護員)の養成を行うために、介護未経験者向けに介護に関する基本的な知識を身につけるとともに介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶものとして「福岡市介護に関する入門的研修」を実施し、就労を希望する研修修了者に対して、介護事業所とのマッチング支援の実施などにより、介護分野への参入を支援する。また、研修修了者の生活支援型訪問サービス等への就業を促進し、今後の事業実施・支援の参考とするため、令和7年度研修修了者へアンケートを実施し、就業状況等を収集する。

3 委託業務の内容

- (1)福岡市介護に関する入門的研修及びマッチング支援の実施
- (2)研修修了者へのアンケート実施

4 予定契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、契約者双方に異議がない場合は、令和11年3月31日まで、当該年度予算の範囲内で1年ごとに契約を更新することができる。

5 総事業費

7,194,000 円(上限額。消費税は非課税)

※提案価格が上記各総事業費上限額を超える場合は失格となる。

6 スケジュール

- (1)募集公示 令和8年2月26日(木)
- (2)質問期間 令和8年3月10日(火)まで
- (3)申込期間 令和8年3月17日(火)まで

- (4)企画提案書提出期間 令和8年3月18日(水)から令和8年4月3日(金)まで
- (5)プレゼンテーション 令和8年4月14日(火)から令和8年4月17日(金)のうちいずれか1日
- (6)事業者決定通知 令和8年4月中旬

7 質疑

参加を行うに当たり疑義が生じた場合は、令和8年3月10日(火)までに質問書(様式2)に記載の上、電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で担当者まで連絡すること。

質問書に対する回答は、受付後原則として2営業日以内に電子メールで送信する。また、福岡市ホームページへ質問及び回答を掲載する。

8 参加資格

次のすべてを満たすこと。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2)公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3)公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4)福岡市税にかかる徴収金(本税及び延滞金等)を滞納していない者であること。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7)介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等を運営する法人又は過去に研修事業の実績がある法人又は本研修事業について適切な実施運営ができる能力があると判断される法人であること。
- (8)福岡市内に本社又は支社があること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合並びに参加資格の要件を満たさなくなった場合、又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 参加申込

(1)参加申込書の提出期限

令和8年3月17日(火)17時必着

(2)提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所 12階

福祉局高齢社会部介護保険課 担当:鷺崎、五郎丸

(3)提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は特定記録又は簡易書留など配達記録が残る方法とし、期限までに到着するように送付すること。

※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までの間に提出すること。

(4)提出書類

以下の書類のうち、③～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日2月26日(木)又は提案競技参加申込期限日3月17日(火)が含まれている事業者にあつては、③～⑧の提出は不要とする。

①参加申込書(様式1)

②会社概要(事業概要がわかるパンフレット等でも可)

③登記事項証明書

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④消費税及び地方消費税納税証明書

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤委任状(様式第1-2号)

注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

⑥誓約書(様式第1-3号)

注1)様式第1-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑦役員名簿(様式第1-4号)

注1)様式第1-4号に、代表者及び役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2)この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写

しを提出すること。

(5)提出部数 各1部

(6)提出時の留意事項

- ①書類の提出に係る費用は申込者の負担とする。
- ②提出書類については、申込書の審査及び契約手続きを行う上で必要な範囲の複製をすることがある。
- ③提出書類については、理由を問わず返却は行わない。
- ④申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出するものとする。
- ⑤提出書類については、申込書の審査及び契約手続き以外の目的で使用しない。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人の利益を害するおそれがある情報など)を除き、情報公開の対象となる。

10 企画提案書の提出方法について

(1)提出期間及び提出方法

令和8年3月18日(水)から令和8年4月3日(金)

※郵送の場合は特定記録又は簡易書留など配達記録が残る方法とし、期限までに到着するよう送付すること。

※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時の間に提出すること。

(2)提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所 12 階

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課(担当:鷲崎、五郎丸)

(3)提出書類

下記①企画提案書及び②見積書を1部として、必ず綴じて提出すること(クリアポケットは使用不可)。また、全体にわたって参加事業者名がわからないようにすること。

なお、②見積書については、上記とは別に1部提出すること。

① 企画提案書

・事業実施計画及び各計画について、指定の様式(※)で作成することとし、様式上自由提案(参考様式)としているもの及び様式にない事項については、書式は問わない。A4サイズ、文字サイズ12ポイント以上(図表中の文字は除く)、横書き片面、20ページ以内(表紙、目次は含めない)とする。

・表紙には、参加申込後に福岡市が電子メールでお知らせする提案者記号(A社、B社等)を記載すること。

●事業実施計画書

(記載内容)

・研修対応予定職員等の名簿、体制・組織図(類似・関連事業実績)
・事業収支計画書

●研修計画書

(記載内容)

- ・スケジュール、会場、募集人数等の詳細
- ・実施カリキュラム(研修内容、形態、時間、講師等の詳細)

●マッチング支援計画書

(記載内容)

- ・スケジュール、実施方針、実施回数等

●アンケート調査計画書

(記載内容)

- ・スケジュール、実施方法

●収支計画書

※企画提案書には必ずページ番号を付すこと。

※企画提案書に係る様式は参加申込をされた事業者にデータで送付する(後日ホームページに掲載する)。

②見積書

※見積書に係る様式は参加申込をされた事業者にデータで送付する(後日ホームページに掲載する)。

(4)提出部数 8部

11 選定

(1)提案説明等

企画提案書の提出があった事業者によるプレゼンテーション及び事業者に対して質疑を行う。

なお、プレゼンテーションの詳細な日時及び場所等は、対象事業者に通知する。

①日時 令和8年4月14日(火)から令和8年4月17日(金)のうちいずれか1日

②場所 福岡市役所

③説明 説明15分、質疑応答15分

④出席者 2人まで

※プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。(スクリーンやプロジェクターの設備は使用できない。)

⑤審議

本市が設置する選定委員会で審議し、最優秀提案者を決定する。最優秀候補者以外に評価点が基準点(満点の6割)を満たした者は次点候補者とし、その評価点の高い順に順位づけを行う。

⑥結果通知

令和8年4月中旬に電子メールに添付した文書で提案参加者全員に通知予定。また、最優秀提案者の事業者名については、福岡市ホームページで公表する。

(2)選定基準

- ①事業運営計画の確実性、②研修等の内容、③マッチング支援の内容、④アンケート調査の内容、⑤収支計画の視点から選定を行う。

12 提出書類の取扱い

(1)提案書類提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではな

い。

- (2) 提出書類の返却は行わない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがある。

13 失格要件

提出書類に虚偽があった場合又は選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがある。

14 契約

- (1) 福岡市は、最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、評価の高い順に次点候補者と業務委託契約手続きのための協議を行う。
- (2) 契約に当たって、契約予定者は契約日までに契約保証金(契約金額の10%以上)を福岡市に納付する必要がある。
 - ※福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部が免除となる。
- (3) 本契約は、介護保険法に基づく生活支援体制整備事業(地域支援事業)の「消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づく資産の譲渡等(平成18年3月31日 厚生労働省告示311号、平成27年4月1日改正)(非課税告示)に該当し、消費税非課税の契約となる。

15 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

16 添付書類

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 委任状(様式第1-2号)
- (3) 誓約書(様式第1-3号)
- (4) 役員名簿(様式第1-4号)
- (5) 質問書(様式2)
- (6) 辞退届(様式3)

17 お問い合わせ先

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課

介護計画係 鷺崎、五郎丸

電話:092-733-5452 FAX:092-726-3328

電子メールアドレス:kaigo-keikaku@city.fukuoka.lg.jp